

募集

図書館の応援をさせていただけるかた募集
雑誌スポンサー募集

町立図書館では、4月から雑誌スポンサー制度を始めます。

これは、スポンサーが購入代金を負担し、提供した雑誌に付けたカバーの表面にスポンサー名、裏面に広告を貼り付け、図書館の利用者にご覧いただくものです。町の資料購入費を補い、資料の充実を図るとともに、地域の企業などに有効な広告媒体をご提供します。

本町の図書館は年間貸出数が34万冊(平成27年度)を数え、町民一人あたりに対する年間貸出数が17年連続で県内1位です。また、町内のみならず近隣住民の利用者が多いなど、地域性の高さを兼ね備えています。そんな町立図書館の中でも、雑誌は回転率・利用率の高い資料で、たくさんの方が利用。高い広告価値が期待されます。



雑誌のカバーに広告を入れます(写真はイメージ)

▼対象 企業や商店、団体など(個人は除く)

▼雑誌の選定 町立図書館指定の雑誌リストから選定

※雑誌リストは町立図書館ホームページにあります。

▼広告表示期間 1年間

※以降の継続も可能。

▼広告料の額 選定した雑誌の1年分の購入代金

▼広告料の支払方法 町立図書館指定の口座に振り込む

▼申込方法 所定の申込書に必要事項を記入して、直接申し込む

※申込書は町立図書館にあります。

▼申込開始 3月15日(※以降随時)

※休館日(毎週月曜日と月末整理日)を除く

▼申込・問合せ先 町立図書館 ☎88-5900

▼雑誌リスト(一部抜粋)

雑誌名	出版社
an・an	マガジンハウス
暮らしの手帖	暮らしの手帖社
東洋経済	東洋経済新報社
ランナーズ	アールビーズ
ひよこクラブ	ベネッセコーポレーション
月刊自家用車	内外出版社
オレンジページ	オレンジページ
SUMAI	扶桑社

雑誌リストには30冊以上の雑誌をリストアップ。どれも利用率の高い資料です

生活

役場窓口業務の一元化で利便性の向上を
安全安心課交通防災係が1階に

防災や交通、生活環境整備など安全なまちづくりを担当する安全安心課は現在、1階に生活環境係と下水道係、2階に交通防災係が設置されています。このうち、2階の交通防災係が4月から1階に移動します。

町民の皆さんが多く利用する業務を1階に集約し、窓口業務の一元化をさらに推進。利便性の向上を図ります。

▼問合せ先 役場総務課 ☎47-5006

係名	電話番号(直通/内線) 主な担当業務
生活環境係	47-5036/内線113,114 犬の登録や狂犬病予防、環境保全対策、一般廃棄物(ゴミ)の処理など
下水道係	47-5037/内線111,112 し尿処理などの下水道施設の建設や維持管理、浄化槽の補助金など
交通防災係	47-5018/内線131,132 交通安全対策や防犯、地域防災対策や消防など

医療

昨年4月に拡大した福祉医療支給対象のご案内
高校生世代の入院費も無料

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。町では、この福祉医療費の支給対象を昨年4月に拡大しています。

▼対象 中学校卒業後最初の4月1日～18歳に到達した最初の3月31日まで※婚姻している人・婚姻したことがある人は対象外。

▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院でかかった医療費と食事代※通院、保険外診療、婚姻日以後の診療、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。

▼受給方法 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と領収書、同意書を住民課へ提出する。※福祉医療費支給資格者証(ピンク色のカード)は交付しません。

▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性では18歳、女性では16歳以上で、邑楽町に本籍のない人) ※他の制度からの支払額が分かるもの、限度額適用認定証がある場合はお持ちください。

▼申請・問合せ先 役場住民課 ☎47-5020

子ども

学びを応援する奨学金
奨学金貸付制度

町では、進学への意欲はあるが経済的な理由により就学困難な人のために、奨学金(大学等の就学に必要な授業料、その他学費・費用)の貸付をします。

▼資格要件(次の全てに該当する人)

①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している世帯の子ども

②学力が優良

③大学等への入学を許可された、または在学中

④生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

⑤連帯保証人を1人得られる

▼貸付額 月額5万円以内

▼貸付利率 無利子

▼貸付期間 就学先の正規の修業期間を終了する月まで

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する

▼必要書類

①申請者が属する世帯全員の住民票

※申請者と保護者が別世帯の場合、保護者世帯全員の住民票および申請者と保護者の関係を証明する書類。

②申請者の出身学校または在学学校の校長が発行する成績証明書

③生活保護受給者は、生活保護法に基づく保護を受けていることを証明する書類

④生活保護受給者以外の人は、前年の収入額(給与所得者以外の場合)は所得額を証する書類

⑤連帯保証人の収入状況を証する書類と住民票

▼支給決定 審査をした上で、結果を申請者に通知する

※予算の範囲内で奨学金の総額を決定します。

※審査の結果、貸付決定をした人は、在学証明書を添えて町教育委員会学校教育課に誓約書の提出が必要です。

▼受付期間 4月3日(日)～17日(土)・日曜日(除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

▼その他 奨学金が資格要件を欠いたときや休学・退学したときは、奨学金の貸付を取り消したまたは停止します

▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 ☎47-5041

「学びたい、あなたの
気持ちを応援します」



子ども

毎年申請が必要です
病児・病後児保育

お子さんが病気などで集団保育ができないときにお預かりします。

▼利用資格 町内に住所を有し保育園や幼稚園に通園している児童、保護者の就労などの理由により家庭保育が困難な状況にある小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する人

①当面症状の急変は認められないが、病気が回復期にいたため集団保育が困難

②病気が回復期にあるが集団保育が困難 ※病状によっては利用できない場合があります。

▼実施施設 こやなぎ小児科病児保育室(ばんだ(館林市富士原町))

▼定員 1日6人

▼保育日・時間 月～金曜日(午前8時～午後5時30分)

※祝日・年末年始・小児科休診日を除く

▼保育料 月額2,000円

※町民税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯は無料。

▼利用方法 事前に役場子ども支援課で利用登録をし、病児保育室(ばんだ)へ電話で予約のうえ申し込む

▼申請・問合せ先 病児保育室(ばんだ) ☎78-7391、役場子ども支援課 ☎47-5023

子ども

母子・父子家庭や父母のいない児童が対象
入学や進学への支度金を支給

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父母のいない児童

▼支給額

▼小学校入学(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)1万円

▼中学校入学(平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ)1万5,000円

▼高等学校進学(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ)2万円

※高校に進学しない場合は、中学校を卒業したときに支給。

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む

※申請書は役場子ども支援課にあります。

▼申請締切 4月28日(金)

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 ☎47-5044

